

平成26年

4

No.109

2014年4月1日

あさ



龍神の宴2014

～うるま初春の祭典～

(2月23日)

施政方針	P2-8
地名散歩②	P9
まちの話題	P10-11
としょかんだより	P12
公民館だより	P13
保健活動一口メモ	P14
平成26年度母子保健事業日程表	P15
年金だより	P16
障がい福祉課のサービスをご利用の皆様へ	P17
ひとり親家庭の皆様へご案内	P18
国民健康保険課からのお知らせ	P19
70歳から74歳の国保加入者に関わる 一部負担割合の見直しに関するお知らせ	P20
4月1日から水道部として組織を統合します ／保険料賦課限度額の改正について	P21
高齢者福祉サービスのご案内	P22-23
くらしの情報	P24-27
4月から消費税8%になります	P28

施政方針



うるま市長
島袋 俊夫

2月26日、第84回うるま市議会定例会が開かれ、島袋市長が平成26年度の市政運営の基本方針や主要事業の概要などをまとめた施政方針を発表しました。

市政運営の基本姿勢

本日、第84回うるま市議会定例会が開催されるにあたり、平成26年度予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の市政運営に対する所信と主要事業の概要を申し上げます、市議会並びに市民の皆さまにご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年5月の無投票による再選は、今後の市民の市政運営に対する期待感の表れと受け止めており、これまで以上に各施策に全力で取り組み、市民の皆さまの信頼と期待に応えなければならぬと決意を新たにしております。

また、2期目の市長就任以降も「うるま市はひとつ・市民協働のまちづくり」をスローガンに掲げ、引き続き3つの基本目標の実現に向け、取り組んでまいります。

まず1つ目の目標である「経済の活性化と失業率の改善」については、平成24年度に策定した「うるま市失業対策アクションプラン」に基づき、「働く場の確保」「ミスマッチの解消」「就業意欲の向上」の3つを戦略として定め、

各種人材育成事業を実施したほか、就活サポート「であえくる」の運営やキャリア教育の充実に取り組みました。

これらの成果として、平成25年度の新規就業者数は、昨年度を上回る1,200人余の見込みとなっております。

2つ目の目標である「教育・子育て支援の拡大」については、学校環境整備として、彩橋幼稚園・与勝中学校体育館、伊波幼稚園・小学校の増築事業をはじめ、高江洲小学校、天願小学校校舎などの設計業務を実施しました。

子育て分野では、勝連地区の「きむたかこどもセンター」建設工事に着手したほか、昨年11月には自立を目指す母子家庭を支援するための事務所「マザーズスクエアうるはし」を開設いたしました。

また、水痘・おたふくかぜワクチン予防接種の全額公費助成や子ども医療費助成事業については、他市町村にさきがけ、自動償還払い制度を開始したほか、こどもゆめ基金の積み増しを行うなど、子どもたちの健康対策と保護者の負担軽減に取り組みました。

3つ目の目標である「地元企業育成と誘致、そして地産地消」については、平成25年度の企業立地数が製造業を中心に19社になる見込みとなっております。

また、中城湾港新港地区における国際物流拠点産業集積地域については、昨年、県事業で賃貸工場が4棟完成し、7社の企業が入居しておりますが、今後も賃貸工場の建設が予定されていることから、さらなる企業進出と新たな雇用の創出が期待されます。

地元企業育成については、昨年7月「中小企業振興基本条例」を制定しました。今後、市内中小企業団体等の連携の下に中小企業者及び小規模事業者の支援に努め、協働して地域経済の振興を図ります。

地産地消の推進については、第1次産業の活性化と6次産業への展開を図るため、農水産物直売所等複合施設設置の整備に向け、基本設計業務を実施しました。



【マザーズスクエアうるはし開所式】



また、「食を通じてうるま市を元気にする」ことを基本理念とした施設づくりを目指し、講演会や市民参加によるワークショップを開催しました。

さて、昨年を振り返りますと、11月に統合庁舎の建設工事に着手いたしました。

「人と環境にやさしい、シンプルで機能的な庁舎」を基本理念とする新庁舎は、ワンストップサービスを提供する総合窓口の設置など、市民サービスのさらなる向上につながるのと同時に、市民に親しまれる庁舎になるものと確信しております。



【統合庁舎完成イメージ】

また、多くの児童生徒が文化・スポーツ面で活躍し、私たちに明るい話題を提供してくれた年でもありました。そのなかでも全国的なゴルフ大会にお

いて活躍した比嘉貴さん、新垣比奈さん、世界年齢別トランプ選手中権日本代表として選出された又吉健斗さん、古堅舞さん、オクラ麺を開発し、全国大会で入賞を果たした県立中部農林高校食品科学科の生徒のみなさんに対し、その功績を称え、うるま市青少年特別賞を贈呈しました。

観光分野では、全国的な口コミ情報サイトの「行ってよかった工場見学」において、宮城島にあります観光製塩工場の「ぬちうな」が2位にランクインしたほか、「行ってよかった日本の城」では、勝連城跡が9位にランクインするなど、高い評価を受けました。

さて、国内の情勢に目を向けますと、アベノミクス効果や東京オリンピック開催の決定などにより、景気も上向きになりつつありますが、景気回復の実感はまだ市民生活にまで届いていないのが現状であり、4月からの消費税増税も生活に大きく影響してくると考えられることから、まだまだ予断を許さない状況です。

昨年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」では、「がんばる地域交付金」や「臨時福祉給付金」などが創設されたことにより、自治体には様々な対応が求められてまいります。

県内においては、長年の懸案となっていた米軍普天間飛行場移設問題で、

県知事は、政府が申請した移設先の名護市辺野古沿岸部の埋め立てを承認しましたが、普天間飛行場移設を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しております。

私の米軍基地に対する考え方は、新たな基地機能の強化には基本的に反対の立場であり、今後も移設問題にかかわる動向に注視し、市民の安全安心な生活環境を守る立場から、基地問題への対応を図ってまいります。

平成26年度沖縄復興関連政府予算案においては、3,460億円の予算措置がされ、本市の「一括交付金配分額は、18億1,600万円となっております。

今年度も引き続き、「市民所得の向上と失業率の改善」を最重要テーマとして、「一括交付金をはじめとする各種制度を活用し、行政課題の解決や地域活性化に取り組みまいります。

平成26年度の予算規模

平成26年度の予算編成については、「うるま市総合計画・後期基本計画」及び「第10回実施計画」等を踏まえ、各施策の目標達成に取り組みとともに、「第2次行政改革大綱」に基づき行政改革の実施に努め、限られた財源を効果的に活用するべく、枠配分方式を基本に予算編成を行っております。

その結果、本年度の一般会計予算は、524億6,253万4千円となり、前年度に比べ11・8%の増となっております。

また、特別会計予算は、国民健康保険特別会計が181億8,428万9千円、後期高齢者医療特別会計が8億5,030万2千円、介護保険特別会計が87億1,538万7千円、公共下水道事業特別会計が25億9,647万6千円、農業集落排水事業特別会計が1,489万2千円、公営企業の水道事業会計予算は、36億4,188万1千円となっております。

従いまして、本市の総予算規模は、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた864億6,576万1千円であります。

主要事業の概要

次に、平成26年度主要事業の概要について、総合計画に掲げた5つの基本目標に沿って説明いたします。

第1 人と自然にやさしい基盤と環境を育てます

島しょ地域の豊かな自然と伝統文化は、これからも引き継がなければならぬ貴重な地域資源であり宝です。

これらの地域資源を生かした取り組みである、津堅・島おこし支援事業、

島アートプロジェクト事業などを引き続き実施するとともに、道路整備や農水産業などの基盤整備についても、辺地債等を活用し、島しょ地域の振興を図ります。



【旧伊計小中学校にて行われたイチハナリアート展】

学校統廃合に伴う学校跡地利用については、学校跡地の活用方針や方向性に基つき、地元の意向も踏まえ、スピード感を持って対応します。

東海岸開発基本計画については、「誇り高き神秘の島と躍動するあやはしのまち」を基本理念とし、本年度は敷地島の市道与那城17号線道路整備事業に取り組みます。

市道については、安慶名西原線ほか8路線の整備を引き続き推進するとともに、新たに池味地区道路整備事業に着手するほか、各地域の生活道路の整備も進めます。

また、(仮称)勝連半島南岸道路整備事業については、国・県に対し、積極的に調整・協力するとともに、事業の早期実現を求めてまいります。

街路については、安慶名3区線及び4区線、兼箇段高江洲線などの道路改築事業に引き続き取り組みます。

地域公共交通については、昨年度実施した「うるま市公共交通システム導入調査事業」を踏まえ、新たな公共交通サービスの構築に向け、引き続き取り組みます。

安慶名土地区画整理事業については、建物移転の進捗に合わせてインフラ整備を行い、宅地の早期利用を推進するとともに、住居表示整備事業を実施します。

石川西及び江洲の土地区画整理事業については、引き続き技術的指導等の支援を行い、早期完了を目指します。

市営住宅については、長田団地建替事業をはじめ、東山団地の改修事業に引き続き取り組みます。

また、使用料の滞納対策については、「私債権管理条例」に基づき、適正な管理と徴収率の向上に努めます。

景観については、「うるま市景観計画」に基づき、沖縄らしい風景づくり推進事業を実施し、勝連南風原地区などの景観地区指定に向け取り組みます。また、市民の景観や緑化づくりへの

意識醸成を図るため、引き続き普及啓発に努めます。

与那城地区の用途未指定地域については、特定用途制限地域の指定に向け取り組みます。

環境については、「うるま市環境調和型まちづくり実行計画」、「うるま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を推進するとともに、「うるま市環境基本計画」を策定します。

ごみ対策については、循環型社会の構築を目指し、野犬・ハブ等については、引き続き迅速な対応に努めます。

墓地行政については、「うるま市墓地整備基本計画」を推進し、まちづくりとの整合性に留意した墓地立地の規制と誘導を進めます。

上水道については、島しょ地域の水質保全事業や配水ブロック中央監視システムの整備などに取り組みとともに、給配水管更新工事の促進に努め、安全安心な水道水の安定供給と有収率の向上を図ります。

下水道については、衛生的な生活環境の確保や河川・海域等の水質保全のため、赤道地区及び安慶名地区等の汚水管布設整備を推進するとともに、接続率の向上に努めます。

また、石川地区等の下水道施設の改築及び管更生工事についても引き続き実施します。

排水路については、与那城西原地区、照間地区排水路の整備を引き続き実施するとともに、新たに天願排水路の整備に取り組みます。

公園整備については、ヌーリ川公園、川崎公園及び下原地区スポーツ広場事業に引き続き取り組むとともに、江洲第2公園整備事業の事業化に向けた調査を実施します。

また、既存の公園については、公園施設長寿命化対策支援事業を実施するとともに、自治会などと協働し「公園里親制度」による管理に取り組みます。

勝連城跡及び周辺地域については、勝連城跡周辺文化観光拠点整備事業を引き続き推進することにより、世界遺産としての価値の保全と体験・交流を含めた複合的な文化観光拠点としての整備に取り組みます。

第2 郷土に誇りを持ち、明日のうるま市を支える人を育てます

学校教育については、学力向上学習支援員を引き続き配置することにより、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。

また、特別に支援を必要とする児童生徒については、特別支援ヘルパーを配置し、学校生活や学習するうえで必要な教育的支援を行います。

幼児教育については、4月に彩橋幼

稚園が開園します。彩橋小中学校と連携した特色ある学校づくりに取り組みます。



【平成26年度開園の彩橋幼稚園】

学校給食については、安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供することも、地産地消を推進し、旬の食材や地元食材の活用、沖縄の年中行事食を取り入れた食育の普及啓発に努めます。

学校給食施設整備については、「学校給食センター基本計画」を策定し、老朽化した施設の整備を含め、適正な施設配置に取り組みます。

生涯学習については、関係部署との学習情報の三元化を図ることにより、市民の学習機会への情報提供の拡充を図ります。

また、生涯学習の拠点となる生涯学習センター新築事業については、引き続き整備に取り組みます。

生涯スポーツについては、市民がスポーツに親しむことができるよう各種スポー

ツ教室や競技大会を開催します。

また、具志川総合体育館耐震診断調査事業や喜屋武マープテニスコートの改修など施設の環境整備に取り組みます。

教育研究所においては、各種研修を充実させることにより、教職員の資質や授業力の向上を図ります。

また、不登校や教育上の悩みを抱える児童生徒、保護者、教師の相談に応じ、課題解決に向け学校、家庭と連携した支援を行います。

学校施設については、高江洲小学校校舎、高江洲小学校プール、高江洲幼稚園、天願小学校体育館、天願幼稚園、勝連幼稚園、平敷屋幼稚園の増築事業に引き続き取り組みます。

また、校舎等の耐震化を推進するため、各小中学校及び幼稚園の耐力度調査、耐震診断結果に基づき、施設整備計画を策定します。

図書館については、市民の生涯学習を支える場として魅力ある図書館づくりに努めるとともに、本年11月には「うるま市読書活動フェスティバル」を開催します。

青少年の健全育成については、家庭・学校・行政機関・事業所などと連携を図り、相談活動・街頭活動及び支援活動を実施します。

文化の振興については、市民総合文化祭や全島獅子舞フェスティバルを開催

するなど、市民の創作活動を発表する機会と芸術文化にふれあう場を提供します。

芸術・文化施設については、市民芸術劇場設備の機能強化事業を引き続き実施するとともに、活動の拠点となる各ホールの特徴を生かした自主企画事業やふるさと芸能デーなどの地域振興事業を開催します。

文化財の保護については、県指定文化財の南風原村文書翻刻や祭大鼎「伊計村遊草」などの調査研究を引き続き実施し、歴史的資料の活用に取り組みます。

また、世界遺産勝連城跡については、史跡指定地の公有化に向けた土地買上事業と城内の歩道整備等に取り組みます。

第3 うるま市の魅力を生かした産業を育てます

農業振興については、効率的な農業経営の支援及び担い手の確保と育成、耕作放棄地の解消に向けた支援に努めます。

また、農業用廃プラスチック処分補助や病害虫防除関連事業などを引き続き実施し、安定的な農業経営が図られるよう取り組みます。

畜産振興については、畜産共進会の開催や各種助成事業を引き続き推進するとともに、新たに肉用牛生産拡大

強化事業を実施します。

農水産物の販路拡大と6次産業化の推進が期待される農水産物直売所等複合施設については、本年度実施設計に着手します。

農業農村整備については、安定的な農業生産環境の確保と生産性の向上を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業及び農業基盤整備促進事業などを引き続き推進します。

また、新たに農業水利施設保全合理化事業を実施し、老朽化した農業水利施設の更新を図ります。

水産業振興については、漁業経営の安定化と効率化を図るため、浜及び比嘉地区の漁港整備に引き続き取り組みます。

商工業については、商工会と連携し、各種助成や支援事業に取り組みとともに、引き続きうるみん商品券発行事業を実施します。

また、住宅リフォーム支援商品券発行事業についても、太陽光発電システム設置を助成対象として拡充するなど、商業・サービス業の活性化に努めます。

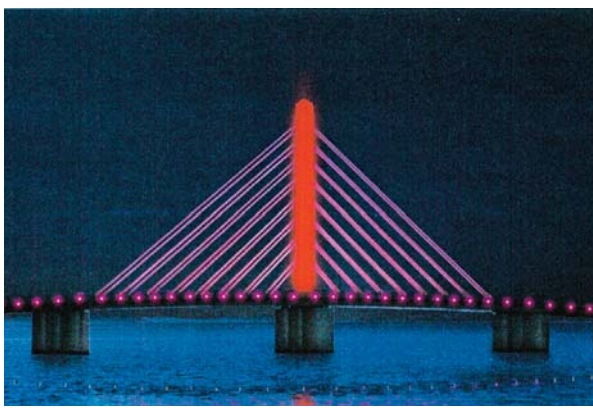
企業立地については、新たな「うるま市・金武町企業立地促進基本計画」に基づき、沖縄県や企業立地推進コーデイネーターと連携した企業誘致活動に引き続き取り組みます。

また、コンカレントエンジニア人材養成事業、中城湾港新港地区物流促進支

援事業、人材育成産業拠点整備事業などを実施することにより、企業立地の促進と安定した雇用の供給を図ります。

本市・金武町・宜野座村で構成している金武湾開発推進連絡協議会では、ゆいゆいウォークをはじめ、雇用対策、産業振興及び観光振興を図るため広域連携を推進します。

観光振興については、海中道路ライトアップ事業や観光商品開発流通促進事業を実施し、うるまならではの観光商品の創出に取り組みます。



【海中道路ライトアップ完成イメージ図】

また、観光情報誌やICT等のメディアを活用した観光情報の発信や冬季観光誘客促進イベント創出事業などの観光イベントを開催し、観光誘客の拡大を図ります。

民泊事業の推進については、関係自治会や民間事業者と連携し、「(仮称)うるま市民泊推進協議会」を立ち上げ、受入れに関する情報交換や統一したルールづくりなどに取り組みます。

物産振興については、商品開発プロジェクト事業を実施し、国外、県内外に向け、農工商連携による市産品の新たな商品開発や既存商品を含めた販路拡大を図ります。

また、うるま市観光物産協会へ地域おこし協力隊員や観光プロデューサー派遣事業による専門家を派遣することにより、本市のさらなる観光物産振興の強化を図ります。

労働行政については、うるま市雇用人材育成事業、実践型地域雇用創造事業、モバイル型情報保障サービス普及促進事業などに引き続き取り組み、雇用創出と雇用機会の拡大を図ります。

本庁舎内に設置している「ふるさとハローワーク」では、求人情報オンラインシステムを新たに導入するほか、就活サポート「であえくる」などの推進により、求職者と企業のマッチングを支援します。

また、若年者の就業意欲を高めるための取り組みとして、ジョブシャドウイングやチャレンジジョブなどの事業を実施し、多様なキャリア教育の充実に努めます。

高齢者の雇用については、うるま市シ

ルバー人材センターと連携し、会員の就業機会の拡充に努め、中小企業の就業環境づくりについては、沖縄中部勤労者福祉サービスセンター「ゆいワーク」と連携し、勤労者の福利厚生向上に努めます。

第4 誰もが健康で、互いに助け合える地域を育てます

地域福祉については、「うるま市地域福祉計画」後期計画に基づき、うるま市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などの関係団体と連携し、市民が健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障がい者福祉については、障がい者が地域で安心して共に暮らせるよう、各種福祉サービスを推進するとともに、「第4期うるま市障害福祉計画」を策定します。

また、就労支援事業所で働く障がい者の工賃向上を図っていくため、障がい者就労支援事業を実施します。生活保護については、要保護世帯が増加していることから、適正な運営に努めるとともに、要保護者の自立に向けた支援を推進します。

生活困窮者対策については、「生活困窮者自立支援法」の平成27年4月施行に向け、関係機関と連携し、生活困窮者の自立・就労支援等の体制構築に取り組みます。

国民健康保険については、医療給付費が年々伸び続けているなか、保険税の不足分を一般会計から繰入れ補てんする状況が続いており、国保財政は一段と厳しい状況にあります。

そのため、平成19年度から据え置かれていた国民健康保険税の税率改定を行うとともに、収納対策の強化に努め、被保険者が安心して医療を受けられるよう安定した国保事業運営に努めます。

また、「第二期うるま市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率向上に努めます。

後期高齢者医療については、長寿健康診査の受診勧奨に努めるとともに、人間ドック・脳ドック検診費及び肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を引き続き実施します。

国民年金については、広報活動等を通して年金制度の周知を図るとともに、年金事務所等の関係機関と連携し、市民の国民年金受給権の獲得に努めます。

健康づくりについては「健康うるま21」に基づき、乳幼児から高齢期に至るまで、母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業などを実施し、市民の健康づくりを推進します。

高齢者福祉、介護保険については、「うるま市高齢者福祉計画」及び「第

6期うるま市介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていただけるよう「介護・予防・医療・生活支援・住まい」を一体的に提供していく地域包括ケアの推進に努めます。

総合的な子ども・子育て支援については、昨年度実施したニーズ調査及び「うるま子ども・子育て会議」の審議等を踏まえ、「うるま子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

待機児童の解消については、新たな認可保育施設や小規模保育事業の設置に向け取り組みとともに、認可保育施設の増改築事業や定員見直し等により、定数枠の拡大を図ります。

認可外保育施設については、指導監督基準達成に向けた事業の支援を行います。

また、新すこやか保育事業及びきらめき保育事業の実施により、保育サービスの充実に努めます。

配慮を要する子については、専門員による保育所巡回指導を引き続き実施し、障がい児保育事業については、助成金を拡充することにより、児童の処遇向上を図ります。

児童福祉については、子どもたちの健全育成を図るための施設整備として「きむたかこどもセンター」の供用開始に向け、引き続き取り組みます。

また、田場公民館と併設した学童ク

ラブ室の建設に取り組み、地域での子育て支援を推進します。

ひとり親世帯については、児童扶養手当や就労支援事業などの各種支援・助成事業を推進するとともに、ファミリーサポートセンターの利用についても利用料の助成を行い、保護者の負担軽減と支援に取り組みます。

DVや児童虐待の防止及び被害者の支援については、一体的に取り組めるよう関連部署間の体制の充実を図ります。

第5 市民とともに考え、築き上げるまちを育てます

市民協働のまちづくりについては、地域振興基金を活用し、市民の安全や地域力の向上に資するための取り組みとして、防犯灯設置や公民館建設支援の拡充を図ります。

また、うるま地域活動支援助成事業を引き続き実施し、地域における主体的なまちづくり活動の支援を行います。

広報広聴については、市民が利用しやすく、親しまれる広報紙やホームページづくりに努めます。

また、市民ニーズを行政に反映できるように「パブリックコメント」や「市長へのEメール」の活用を推進します。

国内外の交流については、海外移住者子弟研修生受入事業を引き続き実

施するとともに、友好都市である盛岡市との交流事業の推進を図ります。



【盛岡駅前で行われたかぶうの演舞】

庁内情報化については、仮想化技術の導入によるサーバーの統合など、情報インフラ環境の整備を推進します。

男女共同参画については、本年4月から「男女共同参画推進条例」が施行されます。

リーフレットの配布や啓発講座の開催など普及啓発に取り組みとともに、各種施策の着実な実施に努めます。

自治会活動の支援については、拠点となるコミュニティ施設の充実を図るため、田場地区公民館の施設整備を引き続き推進するとともに、新たに上江洲地区、塩屋地区の公民館建設の

助成を実施します。

市民相談については、相談者ニーズに応じた各種相談を実施するとともに、無料法律相談の開催回数を増やすことにより、市民相談サービスの充実を図ります。

防災行政については、「うるま市防災マップ」の見直しを行い、全世帯へ配布します。

また、防災避難通路整備事業及び防災倉庫等整備事業を実施するとともに、大規模災害時における応援・協力体制の強化を図るため、沖縄市と「相互応援協定」の締結に取り組みます。

消防行政については、消防救急無線のデジタル化及び（仮称）沖縄県消防共同指令センターの開設に向け、整備に取り組みとともに、訓練環境の整備として、具志川消防署訓練塔の建設工事に着手します。

地域防災力の要となる消防団員については、訓練等の充実により、災害に



【消防出初式 訓練の成果を披露】

強い組織を構築します。

また、救命率向上を図るため、応急手当講習会などの普及啓発に努めます。

石油コンビナート地区などの危険物施設の安全対策については、指導強化に努めるとともに、建築物の防火管理体制の強化並びに住宅防火の推進に取り組みます。

交通安全対策については、警察機関や交通安全協会と連携し、交通ルールの啓発活動等に取り組み、飲酒運転の根絶や交通死亡事故ゼロのまちを目指します。

防犯対策については、防犯協会を中心に市民と行政の三者連携による防犯活動の強化に努めます。

また、地域の安全確保のため、防犯灯の設置拡充と既設防犯灯のLED化を支援します。

基地問題については、安全性の懸念が払拭されないオスプレイの追加配備やF-15戦闘機及び救難ヘリコプターの相次ぐ航空機事故に、多くの県民が強い憤りを覚えました。

また、キャンブコートニー高層住宅改修工事に伴うアスベスト問題では、関係機関による実態解明に時間を要したことで、工事関係者をはじめ地域住民に大きな不安を与えました。

これら基地問題を解決するためには、加重的な基地負担の解消とともに、

日米地位協定の抜本的見直しが必要であり、基地から派生する事件・事故の再発防止についても関係機関と連携を図りながら、今後とも日米両政府及び米軍へ訴えていきます。

基地対策については、米軍航空機騒音測定を引き続き実施するとともに、データ蓄積をもとに、その実態把握と公表に努めることで、市民の安全安心な生活環境の確保に取り組みます。

また、ホワイトビーチの原子力潜水艦の寄港についても、国に対して寄港の中止と安全対策を求めてまいります。

行政改革については、第2次行政改革大綱に基づく実施計画の進捗状況を検証するとともに、必要な見直しを行い、「第3次うるま市行政改革大綱」を策定します。

また、庁舎の跡利用を含めた公共施設等のあり方については、「公共施設等マネジメント計画」に基づき、市民サービスのさらなる向上を目指し、将来にわたって持続可能な公共施設等の管理・運営を行います。

人事行政については、市民ニーズに応じた質の高いサービスが提供できるよう職員研修の充実を努め、うるま市全体の奉仕者としての資質の向上を図ります。

自主財源の要となる市税については、適正で公平な課税に努めるとともに、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減

に引き続き取り組みます。

以上、平成26年度の市政運営にあたり、私の所信と予算案、主要事業の概要について述べてまいりました。

本年は、うるま市が誕生して10年目を迎えます。これまで新市建設計画に掲げられた道路や公園をはじめとする大型の公共施設整備を中心に取り組み、主要事業は概ね実施することができましたが、老朽化した学校施設整備などに引き続き取り組む必要があります。

今後も安全安心なまちづくりを推進していくため、期間延長した合併特例債や一括交付金などの財源を有効に活用し、地域ニーズを踏まえた「きめ細かな」事業の展開を図ってまいります。

私は、「うるま市はひとつ・市民協働のまちづくり」を基本に、本市の将来像である「人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

結びに、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を申し上げ、私の施政方針といたします。

平成26年2月26日

うるま市長 島袋 俊夫



みやざと 宮里 (ナーザトゥ)

宮里の今昔

宮里は、赤道十字路の東部にある江州城跡の北東部に位置し、当初は勝連間切に属していたが後、具志川間切となつた。具志川小唄の一節に「言葉ぬヤワラカサ宮里村」とあり、これはかつて勝連の領地だった頃のことばの名残りであろう。

『具志川市誌』に「宮里と表記されるようになったのは一七三七年（一七五〇年の頃であろう）」と記されているが、一七一三年にできた『琉球国由来記』にすでに具志川間切に宮里村が出てくる。

文書に宮里らしき文字が表れてくるのは十五世紀中期以降の進貢船の使者の名前に「明察度」や「宮察度」が見える。

宮里出身の人物としては、間切三代日地頭代徳田与助、具志川間切初の県会議員として活躍し、後海外に雄飛した又吉倫祥、近年では教育者として知られる仲里嘉英（旧姓・又吉）などが

いる。

戦後赤道十字路の南東側には米軍の基地があつたが、返還後は住宅地として発展拡大してきた。また昭和四十八年の県立中部病院の建設により、赤道十字路を中心に各種の商店、金融機関、サービス業、飲食店などが建ち並び都市的景観を帯びている。

宮里地名を考える

地名には、同じ地名が各地に分布するが、このことは地名の語源や意味を調べる上で貴重な手がかりとなる。県内の宮里地名について調べてみると、一、名護市の宮里

地名の語源について『角川・日本地名大辞典・沖縄県』は、「ナーザトは、ナト（湊）から転訛したものである」とある。現在の宮里は、海岸一帯の埋め立てによって内陸部に位置しているが、村の発祥地は名護湾にそそぐ屋部の川の東に位置する古湊と呼ばれるところであった。

二、沖縄市の宮里

越來城跡の東方に位置、地名の由来は御里から宮里に転訛したと伝えられるが、これはかつて越來城がこの地の中心であったことから「御里」といわれたと考えられる。その語源について『沖縄地名考』（宮城真治）から要約すると「宮里は高台にあつて港とは縁遠いように受け取れるが東方の低地帯に『ンジャトゥ田』という田圃があり、

古謝・桃原は古くは良い港であつたに違いない」として宮里の語源は港としている。

三、本市の宮里

本市の宮里地名について『具志川市誌』は、「宮里という名は美里、見里、宮里に移り変わっている。首都を表すに御里と呼ぶ、御が美に、美が見に、見が宮に代わつて現在は宮里と呼ぶ」。

また、高江洲中学校創立五十周年記念誌には「御里（見里）宮里になった。高い丘から里を見下ろすという意味になる」とある。

しかしこれらの説については宮里の歴史的な背景（首都説）や当時の下原の集落（里）の状況から疑問が残る。

宮里の語源は水門

先述の『沖縄地名考』で宮里の語源は「みなと」から「みだと」になり、「だ」が「じゃ」に変化して「みじゃ」となり、これが「見里」「美里」になり、ついに「宮里」と表記されるようになった。金武町億首川河口に金武観音寺を開いた日秀上人の上陸地として伝えられる富蔵港がある。この富蔵港はかつて地元では「フックワンジャトウ」と言った。このような例からミナトをンジャトゥと発音したことがわかる」と述べている。現在の宮里は高台に位置し、港と関係づけることは難しいが、古い記録『球陽』によれば、

水の便が悪いため一時期下原へ移動し、再びもとの地にかえつたという。

宮里の下原は江洲川が前原を流れており、当時は現在の前原の奥深くまで海が入り込み、江洲川の出口、つまり水門になっていたに違いない。港のもとの字は「水門」であり、川が海に出るところの意味で必ずしも船の出入りする「港」ではなかった。宮里の語源は「水門・ミナト」で、その意味は「川が海に出るところ」ということになる。

クーリブキ

具志川環状線宮里十字路の東南端に「クーリブキ」と呼ばれるところがある。「ブキ」はフケ系の地名で崖地や湿地を意味する。県外では徳島県の大歩危・小歩危が知られている。大股で歩いてても小股で歩いてても危険という意味で付けられたといわれるが、もともとの意味はその地形、崖地から付けられたものである。沖縄では名護市の「世富慶」もこの系統の地名と考えられる。

宮里のクーリブキは、「壊れ」（クーリ）・「ブキ」（崖地）からきている。宮里出身の山城文盛の『生まれ島』の記にこのクーリブキの話がある。この一帯の崖は崩れやすく排水工事に難儀したことや崖付近に生えていた松がいつの間にか海岸近くまで移動していたことが記されている。



3 / 6

青少年特別表彰

アジア大会金賞受賞 ショパン「幻想即興曲」

市民に明るい希望と活力を与える顕著な功績があった青少年を表彰する「うるま市青少年特別賞」が、伊波蘭菜さんに贈られました。

蘭菜さんは1月5日に開催された「第15回シヨパン国際ピアノコンクール in Asia」に日本代表として出場。参加した79人（アジア10か国）の中から、見事金賞を受賞するという快挙を成し遂げ、同賞の表彰にいたしました。



【うるま市青少年特別賞 表彰式にて】

伊波 蘭菜さん（宮森小学6年生）

3歳よりヤマハ音楽教室に通う
小学2年生の時に沖縄代表として初の全国大会出場
その後全国大会の常連となる
小学5年生の時にはシヨパン国際ピアノコンクール
全国大会で銅賞を受賞。
小学6年生 同コンクールでアジア大会金賞を受賞

今後の目標について「東京芸術大学に入学してもっと音楽を勉強し、世界で活躍するピアニストになりたい」と語る蘭菜さん。大会当日のVTRを視聴した島袋市長は「演奏に本人の思いが表現されており、一目で分かる。今後のますますの活躍を期待したい」と激励しました。

2 / 5

うるま市・盛岡市物産交流

うるま市と友好都市提携を結んでいる盛岡市内のデパートで「第13回ちゅうらしま大沖縄展」が2月5日から11日まで開催されました。本市の特産品が店頭で並べられた他、文化や伝統を紹介する「うるま市特設ブース」が設けられるなど、沖縄ならではの食品や工芸品を前に、多くの来場者で賑わいました。

島袋市長は「盛岡とうるまの気温は約20度の温度差があるが、気持ちは一つ。物産展を通してさらに絆を強めたい。」と述べ、盛岡市の谷藤市長と熱い握手を交わしました。



【盛岡市内デパート（川徳）津堅人参を配る谷藤市長】



【笑顔でプレゼントを配布するミスさんさ】

2月22日には「2014いわて盛岡デー・イン・沖縄」がイオン具志川店で開催され、盛岡冷麺、南部せんべい、日本酒など盛岡を代表する特産品をはじめ、岩手の三陸の海産物が展示・販売されました。
先着200名の方には盛岡市の方々から手渡しでプレゼントもあり、受け取った来場者から笑みがこぼれました。
また、ステージでは東北五大祭りの一つ「盛岡さんさ踊り」も披露され、来場した観客からは「太鼓を持って踊るのは沖縄のエイサーに似ている」という声もあり、初めて見る生のさんさ踊りに、会場では拍手が鳴り響きました。

龍神の宴2014 うるま新春の祭典



11月～2月の観光客が少なくなる時期に、観光客数の底上げを目的とした「龍神の宴2014」が開催されました。「琉球の魂、ここに、集う」をキャッチフレーズに、県内外、海外で活躍するアーティスト・芸能団が集結し、琉球芸能の華やかさ、力強さに煌びやかな演出を加え、琉球芸能の魅力を一堂に体感できる迫力のステージを創り上げました。

日頃、闘牛で賑わう石川多目的ドーム内のリングが、360度見渡せる巨大な特設ステージに一変し、観客は臨場感溢れるステージを堪能しました。

二年連続で最高位 講師者特別賞



2月22日、23日の両日、神奈川県で開かれた「第13回マーチング&バトンステージ全国大会」で、高江洲小学校マーチングバンドが、2年連続となる最高位の「講師者特別賞」を受賞しました。知念教諭の指導のもと、「思いを音楽で伝えよう」を合言葉に練習に励んできた生徒たちは、緑や紫、黄色の衣装をまとって練習した成果を披露。その幻想的で雄大な演技が高く評価され、同賞の受賞にいたしました。

街・人・自然を感じて



今年で第6回目となる環金武湾ウォーキングフェスタが、3月8日、9日の両日、具志川ドームを拠点に開催されました。参加者たちは8つのコースに分かれ、豊かな自然を体感しながら、金武湾を囲む3市町村（うるま市・金武町・宜野座村）を家族や友人と共に楽しく歩きました。

沖縄県母子保健大会



(左から)
ひらやまひろこ
村山秀子さん(保健師)
やまうち
山内れい子さん(助産師)
おおしろあつえ
大城敦江さん(歯科医師)
とみやましずこ
富山静子さん(母子保健推進員)

1月16日に行われた沖縄県母子保健大会において、多年にわたり沖縄県の母子保健の向上発展に尽力し、母子の健康の保持増進に貢献したとして表彰された四名が、受賞報告のため市役所を訪れました。

優秀建設工事表彰式



【受賞者】
(株)真和電工 (有)奥間重機土木
(有)桑江工業 (有)宮里農園
(株)南電気工事

市が発注した建設工事を優秀な成績で完成させた建設業者および現場代理人等を表彰する「平成25年度うるま市優秀建設工事表彰式」が行われました。

犯罪から子どもを守る



児童生徒へのつきまといや性犯罪等の被害を防ぐため、うるま市教育委員会、うるま警察署、石川警察署で情報共有・連携する「子どもを事件・事故から守る学校ゆいまーる制度」の協定書締結式が市役所で行われました。謝敷教育長は「地域一帯となつて子どもたちを守らなければならぬ」と訴えました。

子どもの読書週間行事

やぎおじさんの ブラックパネルシアター

『やぎおじさんのおはなし劇場』

代表：矢作 四郎 氏

日時：4月26日(土) 10時30分～

場所：勝連地区公民館 (研修室)

4月8日(火)より整理券発行 (先着60名)

としょかんだより



中央図書館 ☎098-974-1112

石川図書館 ☎098-964-5166

勝連図書館 ☎098-978-4321

うるま市立図書館ホームページ<http://www.library.city.uruma.lg.jp/>



●4月23日～5月12日

「子どもの読書週間」

2014年・第56回標語

『いつもいっしょ、本といっしょ。』

図書館資料を参考に、手作りした作品をご紹介します!

としょかん手作り倶楽部

『縫うシュシュ 編むシュシュ』

パッチワーク通信社 (所蔵館：中央館)

おしゃれのアイテムとして人気のあるシュシュ。写真つきで、わかりやすい作り方が掲載されているので、初心者でも簡単に作れると思います。基本のドーナツ型からレースがついているもの、ビーズがついているものなど、60アイテムを紹介。

自分用はもちろん、プレゼントにもぴったりです。

(うるま市在住Yさん作)



市外利用者(うるま市に通勤・通学されている)のみなさまは、年度はじめに利用カードの更新が必要です。

来館時にカウンターで、お持ちの利用カードと必要な書類を提示し、更新手続きを行ってください。

更新手続きに必要な書類

- ★図書館利用カード
- ★現住所が確認できるもの(運転免許証・保険証など)
- ★図書館指定の在勤(在学)証明書(図書館ホームページからダウンロード可)

今月のおすすめ資料

図書館では、毎月テーマ別に特集を組んでたくさんの資料を展示・紹介しています(おすすめ資料)。

★今月のテーマはこれ!★

中央館 庭 (一般)
いつもいっしょ、本といっしょ。(児童)

石川館 マナー講座 (一般)
おかねって なあに?(児童)

勝連館 笑いを届ける!! ユーモア絵本



☆館内利用者用コンピュータ端末およびホームページからもご覧いただけます。

- ☆借りた資料は中央館・石川館・勝連館、どの図書館でも返却できます。
- ☆図書館にない本は、リクエストすることができます。

パパと子育て

図書館には、多数の育児書がありますが、今回はお父さんにおすすめの本をご紹介します。育児に正解はないといいますが、少しの参考になればと思います。

『忙しいパパのための子育てハッピーアドバイス』

あけはし だいじ 著/1万年堂出版

「育児をしたいけれど、どうすればいいかわからない」という父親への答えや、父親が積極的に子どもに関わることの大切さをアドバイスしています。(一般書) **所蔵館 中央館**

『新しいパパの教科書』

ファザーリング・ジャパン 著/学研教育出版

これからパパになる人や、3歳くらいまでの子どもがいるパパに向けての一冊です。子育てを楽しむための知識やスキル、ネットワークも紹介しています。(一般書) **所蔵館 勝連館**

『パパ1年生』

あんどう てつや 著/かんき出版

ママがパパに望んでいることや、忙しいパパでも育児を頑張ることができるコツを掲載。マンガ形式なので「パパの基礎知識」が無理なく、楽しく学べます。(一般書) **所蔵館 勝連館**

行事案内 (4月中旬～5月初旬)

	行事	日時	サークル名等
中央	おはなし会	毎月第2土曜日 午後3時～	図書館スタッフ
	あかちゃんのためのおはなし会	毎月第3木曜日 午前11時～	フォリエ
	おはなしの部屋	毎月第4土曜日 午前10時30分～	あ〜んと☆くらぶ
石川	おはなしワールド	毎月第3土曜日 午前10時30分～	図書館友の会
勝	おはなし会	毎週金曜日 午前10時30分～	ラビット
連	あかちゃんのためのおはなし会	毎月第3水曜日 午前11時～	すだち

図書館

・毎週月曜日

休館日

・4月24日(木) 館内整理日

・4月29日(火) 昭和の日

受講生募集!!

公民館講座のご案内



※受講料は無料ですが、講座によっては教材費を徴収する場合があります。 ※各講座とも、定員を超えた場合は抽選となります。
お申込み時にご確認ください。 ※日程、内容など変更する場合もございます。ご了承ください。

野菜ソムリエに学ぶ 玄米菜食レッスン講座

【日時】 5月14日(水)、28日(水)
6月11日(水)、25日(水)
午前10時～午後1時
隔週水曜日(全4回)
【場所】 健康福祉センター うるみん
【講師】 大友 美幸 氏 (ジュニア野菜ソムリエ)
【定員】 25名
【受付期間】 4月24日(木)～5月2日(金)



ハーモニカ初心者講座Ⅱ

【日時】 5月21日(水)～6月18日(水)
午前10時～正午
毎週水曜日(全5回)
【場所】 与那城地区公民館
【講師】 照屋 寛八 氏
【定員】 20名
【受付期間】 5月1日(木)～5月14日(水)



【お問い合わせ・申込先】 石川地区公民館 ☎964-3433

【お問い合わせ・申込先】 与那城地区公民館 ☎978-6836

超!初心者のパソコン講座

【日時】 5月26日(月)、28日(水)、30日(金)、
6月2日(月)、4日(水)、6日(金)
午後2時～午後4時
毎週月・水・金曜日(全6回)
【場所】 勝連地区公民館
【講師】 熊崎 泰司 氏
【定員】 18名
【受付期間】 5月12日(月)～5月16日(金)



電源の入れ方から教えます



2月開講のパソコン講座。受講生からも、焦らず、ゆっくり、分かりやすく、60歳以上でも学ぶ楽しさあり!と評判でした。

講座レポート ⑧

【お問い合わせ・申込先】 勝連地区公民館 ☎978-7194

平成26年度 うるま市立公民館講座予定表

担当公民館	講座名	内容	開催月	担当公民館	講座名	内容	開催月
石川地区公民館	野菜ソムリエに学ぶ玄米菜食レッスン講座	ヘルシー食材・玄米菜食レッスンしましょ!	5月	勝連地区公民館	超! 初心者のパソコン講座	電源の入れ方から始める、初心者向けのパソコン講座	5月
	はじめてのお茶	茶の心を学ぶ。初心者のための土曜日講座	6月		結書(ゆいしよ)教室	～筆で遊び書き～	6月
	コミュニケーション英会話(基礎編)	外国人講師による基礎的なコミュニケーション英会話	6月		ズンパゴールド	ズンパの曲に合わせてトレーニング。めざせメリハリポディー!	7月
	～子ども夏休み企画～自由研究のヒントあり...	樹木医と一緒にみどりの研究、エコクラフト、おやつ作り等	7月		ももココロさんと漫画教室	漫画の基礎を学びながら、4コマ漫画を描こう!	8月
	バレトン講座	バレエ・ヨガ・フィットネスの複合エクササイズ	9月		親子自然体験 サンゴの大切さを学ぼう!	なぜサンゴが大切なの?親子で一緒に考えよう	8月
	レザークラフト	皮細工でオリジナル小物作り	10月		はじめての腰機織り教室	伝統の織り技術を学び、作品づくりに挑戦!	9月
	うるま市の偉人・歴史・文化	未定	11月		パソコン講座	初心者向けのパソコン講座	9月
	樹脂粘土	来年の干支飾り(ひつじ)作り	12月		沖縄のわらべ唄と民話	親子でわらべ唄・民話を通して、昔あそびを体験する。	9月
与那城地区公民館	ハーモニカ初心者講座Ⅱ	なじみ深いハーモニカで心身の健康を図る。暮らしに彩りを!	5月		おもろさうし講座	「おもろさうし」を読み誦しながら、王朝時代の言語、歴史、文化を学ぶ。	10月
	ダンスムーブメント講座	リズムによって、心地よい動きやストレッチで、心と体を整える。	7月		挑戦してみよう! パン作り	みんなが喜ぶ手作りパン	10月
	家庭菜園	初心者向けの野菜づくりに必要な知識を習得する。	9月	デジタル一眼レフカメラ講座	デジタル一眼レフカメラの基本操作と撮り方を学ぶ!	11月	
	絵本の読み聞かせスキルアップ	表現力の豊かさに触れて学び、イメージしながら絵を読む。	10月	腸もみ講座	エクササイズを取り入れながら、腸もみをマスターする。	12月	
	親子で楽しむ野鳥観察	野鳥観察を通し、自然との触れ合いを楽しむ。	11月				

※講座の内容等、変更する場合があります。一部、健康福祉センターうるみん及び中央図書館で開催する講座があります。詳細については広報でお知らせ致しますのでご確認ください。



健康支援課
☎973-3209



食習慣を見直そう

平成23年度に実施したうるま市在住の方を対象にした健康増進計画「健康うるま21」健康づくりアンケートで、

「普段、食事は栄養バランスを考えて食べるようにしている」と答えた方は28.6%、(20～64歳の男女)でした。

食事はとにかくおなかいっぱいになること、簡単にすませることなどを優先されている方が多いと推測されます。また、食材の消費量について、沖縄には左記のような特徴があります。

①加工肉 消費量1位

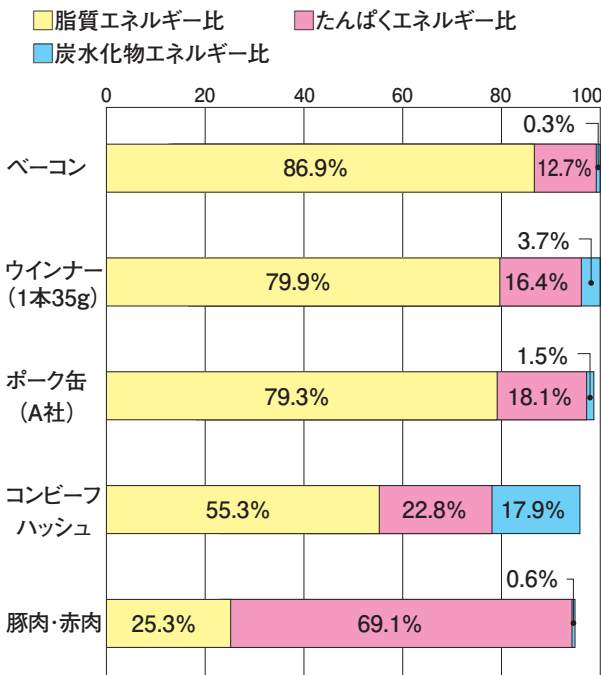
沖縄は加工肉の消費量が全国一位です。沖縄で多く使用されるポークについてですが、成分のおよそ75～80%は脂肪が占めています。ベーコンなど他の加工肉についても、生鮮肉に比べると脂肪や塩分が多く含まれ、たんぱく質は生鮮肉に比べて量が少なく、良質とも言えません。家庭で使用する際に、使用量や頻度を見直してみたいかがでしょうか。

②脂肪のとりすぎ

沖縄県においては、全国に比べて明らかに脂肪を摂りすぎていることがわかっています。

脂肪について特に注意が必要なのが油は酸化すると、体にとって悪い物質(過酸化脂質)に変わるということです。自然に放っておいたり、加熱することで油は簡単に酸化されてしまいます。健

加工肉の脂質の割合



康のためにオリーブ油を使用しているという方でも、酸化したものを使用しているという意味がありません。対策として、油は新鮮なうちに使い切ることで、油は新鮮なうちに使い切ることで、なるべく光や酸素に触れないように保存すること、酸化作用の強いビタミンCやビタミンE(ナッツ類やかぼちゃなど)を多く含む食品、ポリフェノールを含む色の濃い野菜等を一緒にとることをお勧めします。

○特定保健指導を活用しよう。

みなさん、健康診断の結果はいかがでしたか？健康診断は普段の食生活の表れとも言えます。特定保健指導では健康結果にもとづいて、普段の食を振り返りながら、保健師や管理栄養士などから食事・生活のアドバイスを受けることができます。ぜひご利用ください。

油が多い食事には抗酸化食品をプラス!



平成26年度 母子保健事業日程表

【お問い合わせ先】
健康支援課
電話：973-3209

乳児健診 (前・後期2回)

(対象) 前期：4ヶ月～6ヶ月
後期：9ヶ月～1歳未満
(受付時間) 後期：午前9時～10時半
前期：午後1時～2時半

月日	曜	場所
4月20日	日	うるみん
5月18日	日	うるみん
6月15日	日	うるみん
7月6日	日	うるみん
8月17日	日	うるみん
9月7日	日	うるみん
10月5日	日	うるみん
11月9日	日	うるみん
12月7日	日	うるみん
1月25日	日	うるみん
2月8日	日	うるみん
3月22日	日	うるみん



2歳児歯科検診

(対象) 2歳6ヶ月～3歳未満
(受付時間) 午後1:30～2:30

月日	曜	場所
4月24日	木	うるみん
5月20日	火	うるみん
6月26日	木	うるみん
7月24日	木	うるみん
8月28日	木	うるみん
9月25日	木	うるみん
10月30日	木	うるみん
11月13日	木	うるみん
12月18日	木	うるみん
1月27日	火	うるみん
2月10日	火	うるみん
3月24日	火	うるみん

1歳半健診

(対象) 1歳6ヶ月～2歳未満
(受付時間) 午後1～2時

月日	曜	場所
4月9日	水	うるみん
4月16日	水	石川保健相談センター
4月23日	水	うるみん
5月14日	水	うるみん
5月21日	水	うるみん
5月28日	水	勝連シビックセンター
6月4日	水	うるみん
6月11日	水	石川保健相談センター
6月18日	水	うるみん
7月2日	水	うるみん
7月9日	水	勝連シビックセンター
7月16日	水	うるみん
8月6日	水	うるみん
8月20日	水	石川保健相談センター
8月27日	水	うるみん
9月3日	水	うるみん
9月10日	水	勝連シビックセンター
9月17日	水	うるみん
10月1日	水	石川保健相談センター
10月8日	水	うるみん
10月22日	水	うるみん
11月5日	水	うるみん
11月12日	水	うるみん
11月19日	水	勝連シビックセンター
12月2日	火	石川保健相談センター
12月10日	水	うるみん
12月17日	水	うるみん
1月7日	水	うるみん
1月21日	水	勝連シビックセンター
1月28日	水	うるみん
2月4日	水	うるみん
2月12日	木	うるみん
2月25日	水	石川保健相談センター
3月4日	水	勝連シビックセンター
3月18日	水	うるみん
3月25日	水	うるみん

3歳児健診

(対象) 3歳6ヶ月～4歳未満
(受付時間) 午後1～2時

月日	曜	うるみん
4月10日	木	勝連シビックセンター
4月17日	木	うるみん
4月30日	水	うるみん
5月15日	木	うるみん
5月22日	木	石川保健相談センター
5月29日	木	うるみん
6月5日	木	勝連シビックセンター
6月12日	木	うるみん
6月19日	木	うるみん
7月3日	木	石川保健相談センター
7月10日	木	うるみん
7月17日	木	うるみん
8月7日	木	勝連シビックセンター
8月21日	木	うるみん
9月4日	木	石川保健相談センター
9月11日	木	うるみん
9月18日	木	うるみん
10月9日	木	勝連シビックセンター
10月16日	木	うるみん
10月23日	木	うるみん
11月6日	木	石川保健相談センター
11月20日	木	勝連シビックセンター
12月4日	木	うるみん
12月11日	木	うるみん
1月8日	木	石川保健相談センター
1月23日	金	うるみん
1月29日	木	うるみん
2月5日	木	勝連シビックセンター
2月26日	木	石川保健相談センター
3月5日	木	うるみん
3月19日	木	うるみん
3月26日	木	うるみん

この他に、健診事後教室や
思春期教室(市内市立中
学校で開催)があります。

離乳食実習

(対象) 1歳未満の乳児を持つ保護者
(時間) 午後1:30～4:00
(場所) うるみん3F和室・調理室
※予約制です

月日	曜	月日	曜
5月16日	金	7月8日	火
9月19日	金	11月26日	水
1月16日	金	3月6日	金

母乳相談

(対象) 母乳育児希望の妊婦、産婦
(時間) 午前9:00～12:00
(場所) うるみん3階和室
※予約制です

月	曜	第1 (個別：要予約)	第3 (集団：予約不要)
4月	火	1日	15日
5月	火	休	20日
6月	火	3日	17日
7月	火	1日	15日
8月	火	5日	19日
9月	火	2日	16日
10月	火	7日	21日
11月	火	4日	18日
12月	火	2日	16日
1月	火	6日	20日
2月	火	3日	17日
3月	火	3日	17日

DT集団予防接種

(対象) 小学校6年生
※対象の方にはお知らせします。
(時間) 午後1:00～午後1:45
(場所) うるみん3Fホール

月日	曜	月日	曜
7月28日	月	7月29日	火
7月30日	水	7月31日	木
8月5日	火	8月8日	金
8月13日	水		

健康診査(健診)は、病院
や保育園で受けるものと
内容が異なります。
また、予防接種は学校や
保育所などの集団生活にお
いて必要な事です。健診も
予防接種もぜひ受けましょう。
指定日以外も受けられます。
お問い合わせください。



【定例健康相談(予約なし)】
※健康に関する相談も承っています。
★健康福祉センター うるみん 3F
毎週火曜日午前9:00～11:00
【同時開催(予約制)】
☆栄養相談(第4火曜日)

「学生納付特例制度」・「年金機能強化法」のご案内



4月から平成26年度学生納付特例申請受付開始!

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が定額（118万円＋扶養親族等の数×38万円）以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等です。

申請方法は窓口申請・ハガキによる申請（前年度に承認を受けた方）等があります。

詳細は日本年金機構のホームページでご確認ください。

★学生納付特例の承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までとなります。

初めて申請をされる方は、在学証明書又は学生証の写しの添付が必要となります。又、前年度承認を受けた方で在学する学校が変わった場合や、学生納

付特例の継続申請用ハガキが4月初旬頃までに送付されなかった場合は、下記窓口へお問い合わせください。

なお、申請手続きは毎年必要です。

★卒業、退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、「若年者納付猶予制度」や「保険料免除制度」がありますので、下記窓口へご相談ください。

平成26年4月1日に年金機能強化法が施行されます

年金給付に関する改正事項をご紹介します。

●子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

●未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまでは、未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲は、「配偶

者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「前記以外の3親等内の親族」（甥・姪・おじ・おば、子の配偶者など）まで拡大されます。

●国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていなかった方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。

●繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまでは、老齢年金の受給権を取った日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

●障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができるようになります。

●さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取る時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

●年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となつて1カ月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の方）はその旨を年金事務所へ届出してください。ことになりました。（生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。）

（平成26年4月以降）
国民年金保険料

月額 15,250円

【老齢基礎年金受給額】

月額 772,800円

※40年全額納付時

市民課 国民年金係

☎973-5498

コザ年金事務所

☎933-3437

障がい福祉課のサービスをご利用の皆様へ

障がい福祉課
☎973-54502

平成26年4月から制度が変更になります。

**障害児通所支援の負担額が変更
(多子減算措置)されます**

対象となるのは障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援をご利用の方で対象児童の兄または、姉が保育所または、幼稚園に通園している場合です。

**重度訪問介護サービスの対象
範囲が広がります**

これまで対象だった重度の身体障がい者に加え、重度の知的障がい又は精神障がいのある方で、常時介護が必要な方も対象となります。

※うるま市職員等による認定調査や医師の意見書等により対象となるかを決定いたします。

**地域移行支援の対象範囲が
広がります**

- ① 救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- ② 刑事施設又は少年院に收容されている障がい者
- ③ 更生保護施設に收容されている障がい者

①～③に該当する障がい者が対象となります。詳しくは窓口でご相談ください。

**サービス量を決定する区分の
認定方法が変わります**

これまでサービスの支給量を決定するために使用されていた程度区分が支援区分へと変更されます。

知的障がい者、精神障がい者の方たちにもサービス量を適切に提供できるように評価方法が変更されます。

**サービス等利用計画の作成に
ついて**

障害福祉サービス並びに障害児通所支援をご利用の方の方に対して平成27年4月から「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必須となります。計画の作成はうるま市指定の事業所(下表)が行いますので、サービス申請の際にうるま市障がい福祉課支援係にご相談ください。

※計画作成で適正なサービス利用をサポートします。



事業所名	者	児	電話 / ファックス
障がい者生活支援センターみはら	○		965-3850 / 965-3372
うるま市地域生活支援センターあいあい	○	○	979-0555 / 974-5306
特定相談支援事業所あやはし	○		978-1280 / 978-1288
指定相談支援事業所なごみ	○	○	972-6029 / 972-6029
相談支援センター石川学院	○	○	964-2286 / 964-5055
相談支援センターハルモニア	○	○	973-0502 / 973-0502
相談支援事業所あさひの家	○		090-9781-5665/989-6606
サポートセンターアジュテ	○	○	989-6447 / 989-6447
障がい者相談支援事業所「南天」	○	○	965-0885 / 965-5931
相談支援事業所せいはい	○		973-2000 / 974-5169

介護タクシーチケット交付事業 のご案内

平成26年4月以降も引き続き介護タクシーチケットを交付します。対象となるのは身体障害者手帳(1～4級)をお持ちで常時車椅子をご利用されている方です。

手続きには次のものが必要となります。

- ① 身体障害者手帳 ② 身体障害者手帳をお持ちの方の印鑑(認印可)

特別障害者手当等の手当額 改定について

在宅の重度障がい者(児)に対し、その著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)福祉の向上を図ることを目的としています。

手当額については平成26年4月より下表のように変更になります。

	平成25年度	平成26年度
特別障害者手当	26,080円	26,000円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
経過的福祉手当	14,180円	14,140円

ひとり親家庭の皆様へご案内

児童家庭課 ☎973-4983

児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間(心身に中程度以上の障害がある場合は20歳になる月まで)支給します。ただし、所得制限や資格要件等があります。

【手当の額】 平成26年4月～

全部支給・・・月額41,020円

一部支給・・・月額41,010円～9,680円

母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成します。

【対象者】 うるま市に住所があり、医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童
- ・父子家庭の父と児童
- ・養育者が養育する父母のいない児童

※ただし、所得制限や資格要件等があります。



母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣事業）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は事前に登録が必要です。

母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と児童の福祉のために、無利子で資金の貸付を行っています。申請窓口は市で、県（中部福祉保健所）の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

【資金の種類】

修学（児童）・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・転宅・就学支度・結婚・事業開始・事業継続・など

ひとり親家庭の母及び父の資格取得と経済的自立を支援するために、次のような給付制度があります。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%（8,001円以上で20万円以下）を支給します。（受講開始前に必ずご相談ください）

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給します。（事前にご相談ください）

障害のある子供のために

特別児童扶養手当の支給

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。ただし、所得制限等があります。

【手当の額】 平成26年4月～

- ・1級該当の児童1人につき月額49,900円
- ・2級該当の児童1人につき月額33,230円



こんなときには 国保課窓口へ届出てください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入したとき	身分証
	職場の健康保険等をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、身分証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、身分証
	子どもが生まれたとき	保険証、分娩費用明細書、印鑑、世帯主の口座情報が分かるもの（通帳等） ※直接支払い制度を利用していない方は国保課窓口にお問い合わせ下さい。
	外国籍の人が加入するとき	在留カードまたはパスポート
国保をやめる	他の市町村に転出するとき	保険証、身分証
	職場の健康保険等に加入したとき	保険証、職場の保険証または健康保険資格取得証明書、身分証
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書、身分証
	死亡したとき	保険証、喪主の印鑑、喪主の口座情報が分かるもの（通帳等）
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードまたはパスポート
その他	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	保険証、身分証
	保険証を汚したとき	保険証、身分証
	保険証を紛失したとき	身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	保険証、在学・在園証明書、身分証
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、身分証 ※職場の健康保険等をやめた方で国保加入手続きがお済みでない場合は健康保険資格喪失証明書もお持ち下さい。

退職者医療制度の対象となる時

退職者医療制度とは、該当する方の給付費（自己負担分3割以外の医療費）が一般国保加入者とは別に職場の健康保険からの拠出金等によって賄われる制度です。

年金の受給権の発生した日が、退職者医療制度の対象となる日です。次の要件をすべて満たす人とその65歳未満の被扶養者は退職者医療制度で医療を受けることになります。国保税の計算方法や受けられる給付は一般国保加入者と同様です。

- ①国保に加入している65歳未満の人
- ②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

* 全ての手続きには身分確認できるもの（免許証や住民基本台帳カード等）が必要です。

* 別世帯の方が届出する場合は、世帯主からの委任状が必要です。

国保に入る届出が遅れると

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めることになります。届け出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

国保をやめる届出が遅れると

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるのでそれを使って診療をうけてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。

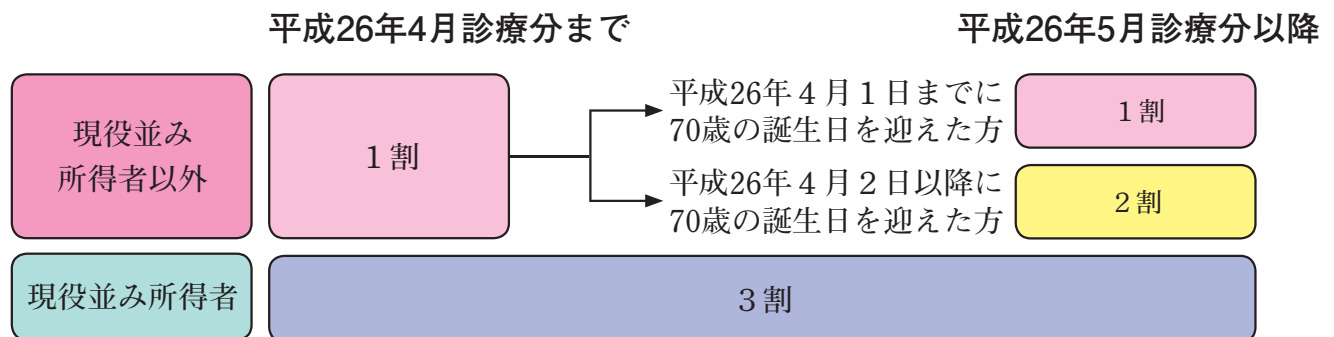
70歳から74歳の国保加入者に係る一部負担金割合の見直しに関するお知らせ

現役並み所得者以外の70～74歳の方の医療費の一部負担金割合は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。

【見直し内容】

- 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は、特例措置により平成26年4月以降も一部負担金割合は **1割のまま** となります。
- 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方はその月）から一部負担金割合が **2割** となります。
 ・例えば、平成26年4月2日～平成26年5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、平成26年5月診療分から医療費の一部負担金割合が2割となります。
- 現役並み所得者の一部負担金割合は **3割のまま** 変更はありません。
 （現役並み所得者とは、同じ世帯の70歳から74歳の国保被保険者の住民税課税所得が145万円以上の方です。同世帯に現役並み所得者が一人でもいる場合、同世帯の70歳から74歳の方の一部負担金割合も3割となります。）

70歳から74歳の方の一部負担金割合について



70歳から74歳の方の一部負担金割合の具体例

誕生日	平成26年4月診療分の一部負担金割合	平成26年5月診療分の一部負担金割合
昭和19年3月31日まで	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月1日	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月2日から5月1日まで	3割	2割

【お問い合わせ】 国民健康保険課 ☎973-3202

平成26年4月1日から水道局と建設部下水道課は『水道部』として組織を統合します

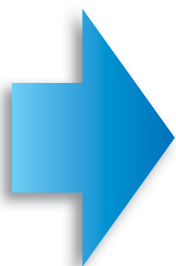
平成26年4月1日から、市民の生活基盤である上水道と下水道を『水道部』として組織統合し、安全でおいしい水の安定供給と適正な排水処理を一体的に行うことにより、安全で質の高い市民サービスを提供いたします。

窓口は、現在の水道部庁舎（うるま市兼箇段896番地）と下水道工事係は与那城庁舎で行っておりますが、平成26年度中に下水道工事係は、水道部庁舎へ移転を予定しておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

◆組織図（新旧対照表）

旧（平成26年3月31日まで）

水道局
総務課
料金課
管理課
工務課
建設部
下水道課



新（平成26年4月1日以降）

水道部	主な業務内容
総務課 ☎975-2200	・水道事業の予算決算等に関すること ・総合計画等に関すること ・庶務に関すること
営業課 ☎975-2201 ☎975-2202	・水道料金に関すること ・引っ越しに伴う水道の開閉栓に関すること ・使用水量に関すること ・給水工事に関すること
工務課 ☎975-2203 ☎975-0305	・水道送水管及び配水管工事に関すること ・水道の修理及び水漏れに関すること ・断水及び水質に関すること ・その他水道施設工事に関すること
下水道課 ☎973-7978	・下水道事業の予算決算等に関すること ・下水道施設の維持管理に関すること ・下水道使用料に関すること
☎978-3685	・下水道工事に関すること

うるま市では、より簡素で効率的な組織運営をめざし、随時、組織の見直しを検討しています。

平成26・27年度の 保険料賦課限度額の改正について

後期高齢者医療制度では、年々増加する医療費の動向を踏まえて、2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である高齢者一人ひとりに、保険料のご負担をお願いしています。

平成26・27年度の保険料率については、約26億円の剰余金見込額を活用し、据え置きとすることが決定されました。

また、保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、57万円に改められました。

高齢者の皆様には、ご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成26・27年度保険料率

所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

（平成20年度より据え置き）

保険料賦課限度額

平成26年度（改正後）	平成25年度（改正前）	前年度比
57万円	55万円	+2万円

※上記の金額については、平成26年2月14日開催、「平成26年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において可決されました。（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

【お問い合わせ】 沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 ☎963-8012

5. 緊急時のための「緊急通報システム」や「福祉電話」を貸し出したり、電磁調理器、火災警報器等を支給するサービス（日常生活用具給付・貸与事業）

担当：介護長寿課

1人暮らしの高齢者や高齢者世帯が自宅で安心して生活できるよう、緊急時のための「緊急通報システム」や「福祉電話」を貸し出したり、電磁調理器等の日常生活で使用する生活用具を支給します。

《利用条件》

- ・65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・慢性疾患をお持ちの方や健康上に注意が必要な方
- ・住民税非課税世帯（緊急通報システムを除く）

6. 外出を手助けするサービス（外出支援サービス）

担当：介護長寿課

心身上の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車やストレッチャー付きの福祉車両を使い、病院通院や外出のお手伝いをします。（週に1回程度）

《利用条件》

- ・介助なしではバスやタクシーを利用することが困難な高齢者（車いす利用者等）
- ・65歳以上、在宅で生活している高齢者
- ・住民税非課税世帯

7. 食事を配達するサービス（食の自立支援サービス）

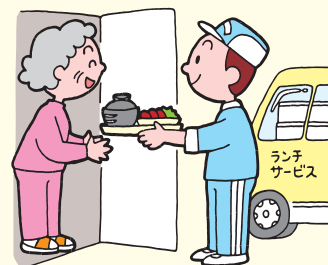
担当：地域包括支援センター

病気などの理由により、食事を作ることができなくなった高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供します。（1食あたり：400円）

《利用条件》

- ・介護保険認定を受けていない高齢者
- ・65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・住民税非課税世帯

*申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



8. ヘルパーを派遣するサービス（軽度生活支援事業）

担当：地域包括支援センター

ヘルパーを派遣して日常生活上の援助（居室の掃除・食事の用意など）を行います。（1時間あたり：120円）

《利用条件》

- ・日常生活を営むことに支障があり、介護保険認定を受けていない高齢者
- ・65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・住民税非課税世帯

*申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



その他にも、地域公民館でのミニデイサービスや社協の生きデイサービス等のふれあい交流事業、家族介護支援事業、その他高齢者福祉サービスがありますので、詳しくは介護長寿課・地域包括支援センターまでお尋ね下さい。

うるま市役所介護長寿課

電話：973-3208

うるま市地域包括支援センター

電話：973-5112



高齢者福祉サービスのご案内

うるま市では、介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。
(※利用条件がありますので、詳しくは、介護長寿課・地域包括支援センターまでお問い合わせ下さい。)

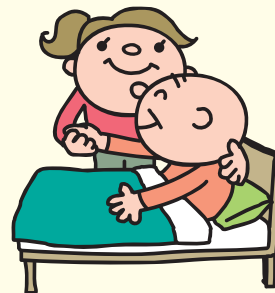
1. 紙おむつ等を使用する高齢者に対し紙おむつ等を支給するサービス (高齢者紙おむつ支給事業)

担当：介護長寿課

紙おむつを利用している寝たきり高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給するサービスです。
(月額最大8,500円分)

《支給条件》

- ・要介護認定で要介護4～5（相当含む）と認定された65歳以上の高齢者
- ・その属する世帯及び同敷地内に居住する家族世帯が住民税非課税世帯
(※生活保護世帯は対象外)
- ・介護保険施設に入所していない方
- ・申請日が月の16日以降の時は、有効期間の始期を翌月分からとする。



2. 高齢者を介護しているご家族に手当金を支給するサービス (在宅介護者手当支給事業)

担当：介護長寿課

65歳以上の高齢者を介護しているご家族に対して、介護者手当金を支給します。
(月額5,000円)

《支給条件》

- ・要介護認定で要介護3～5（相当含む）の認定を受けた65歳以上の高齢者を同居介護している方
- ・高齢者と家族全員に介護保険料の未納がないこと
- ・生活保護をうけていない方

3. 介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族 に慰労金を支給するサービス（家族介護慰労金支給事業）

担当：介護長寿課

寝たきりの方を介護しているご家族に対して、慰労金10万円（1年に1回）を支給します。

《支給条件》

- ・要介護認定で要介護4～5（相当含む）と認定された40歳以上のかたを在宅で介護している方
- ・要介護者と介護者が住民税非課税世帯であること。
- ・認定開始日より1年間介護保険サービスを利用してないこと。(3ヶ月以上の長期入院がないこと)
- ・要介護者に介護保険料の未納がないこと

*申請後、訪問調査の上、支給可否を決定します。

4. 1人暮らしの高齢者の安否を電話で確認するサービス（ふれあいコール）

担当：介護長寿課

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、その身の安全を確認するサービスです。

《利用条件》 65歳以上の1人暮らしの高齢者

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合せ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

お知らせ

市民税課 ☎973-5382

障がい者等に対する軽自動車税の減免について

身体・知的・精神障がい等をお持ちで軽自動車を所有している方や、生計を同じくする方が障がいをお持ちで、その方のために使用する軽自動車をお持ちの場合、一定の要件に該当すればその軽自動車に係る税金を免除することができま。該当の有無、必要書類の確認が必要になりますので詳しくは市民税課の窓口やお電話でお問い合わせ下さい。



環境課 ☎973-5594

平成26年度合併処理浄化槽設置補助金について

水質汚濁防止対策として有効な合併処理浄化槽設置費用に対する補助事業を行っています。

【対象地域】 公共下水道の整備計画が当分の間（概ね7年以上）見込まれない地域

【対象数】 5人槽（8基）

【補助限度額】 5人槽 332,000円

商工観光課 ☎965-5634

消費税転嫁対策特別措置法に係る「情報受付窓口」の設置について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）が平成25年10月1日に施行されたことに伴い、市では、消費税の円滑かつ適正な転嫁や価格表示に資するよう、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報受付窓口を設置しました。

【受け付ける情報】

- 消費税の転嫁拒否等の行為（買いたたき、減額など）に関するお問い合わせ
- 消費税の転嫁を阻害する表示行為（「消費税還元セール」などの表示）に関するお問い合わせ

【情報受付窓口】

経済部商工観光課 ☎965-5634

うるま市商工会与勝本所

☎978-3168

うるま市商工会石川支所

☎964-3104

うるま市社会福祉協議会

うるま市ボランティアセンター ☎973-5459

ボランティア活動ほっこり会

うるま市をもっとよくしたい!! 欲しい想いをもち助成金を獲得した市内のボランティア団体(6つ)が「ボランティア活動ほっこり会」を行います。

ボランティア活動を実際に行っている方から生の声を聞くチャンスです! どなたでも見ることが出来ますよ!

「ボランティアに関心がある!」という方から「なにかやってみようかな」と思っている方までどなたでも大歓迎!

♪お気軽にお越しください♪

【とき】 4月12日(土)

午後2時~午後4時

【ところ】 イオン具志川店

2階 イベント広場

【お問合わせ先】

うるま市健康福祉センター

うるま市社会福祉協議会

うるま市ボランティアセンター

☎973-5459

都市計画課 ☎965-5620

①都市計画公園（川崎公園）の案に関する住民説明会

都市計画公園（川崎公園）の案について、市民の皆様の意見を聴取するため、次のとおり説明会を開催します。

※案の詳細については、都市計画課または市ホームページでご確認ください。

【とき】 4月15日(火) 午後7時~

【ところ】 川崎公民館（字川崎202番地）

【対象】 住民及びうるま市に所在する法人等

②都市計画公園（川崎公園）案の縦覧及び意見募集

都市計画公園（川崎公園）の案について、住民及び利害関係人に周知しその意見を反映させるため、理由を添えて公衆の縦覧に供するとともに意見を募集いたします。

※案の詳細については、都市計画課または市ホームページでご確認ください。

【縦覧期間】 4月18日(金)~5月22日(金)

【縦覧時間】 午前8時30分~午後5時15分

ただし、土曜、日曜、祝日を除く

【縦覧場所】 うるま市役所都市計画課

（うるま市石川石崎一丁目一番）

【対象】 住民及び利害関係人

受付・募集

介護長寿課

☎973-3208

「うるま市高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員会」委員の公募について

うるま市は、平成27年度以降の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、広く市民の意見を反映させる事を目的として委員の一部を一般公募します。

【公募人数】 公募による委員 2名

【応募条件】 うるま市内に居住し、昭和49年4月1日までに生まれた方（40歳以上の者）で介護保険・医療・福祉に関心があり、計画策定に協力できる方。

【応募方法】 別に定める応募申込書に日ごろ介護保険・医療・福祉に関心を持っていることをテーマにレポート（4000字〜8000字程度）をご記入のうえ提出してください。応募申込書は、ホームページ及び介護長寿課窓口で配布いたします。（希望者にはメールでの送信も可）

【提出期間】

4月1日（火）〜4月30日（水）

午前8時30分〜午後5時15分

※ただし、土・日・祝祭日を除く。

【提出方法】 持参、メール又は郵送（郵送の場合は、4月30日消印有効）

【提出先】 〒9904-2202 うるま市

みどり町二丁目一番一号 うるま市介護長寿課介護給付係

E-mail: kaigo-tyouzyuka@city.urumai.lg.jp

【委員の決定】 うるま市に設置する選考委員会で決定し、結果については郵送で通知します。

【任期】 委員の任期は2年です。

【業務内容】 平成26年8月から平成27年2月の間に6回程度開催する委員会へご出席いただき、計画の策定業務に携わっていただきます。

【お問い合わせ】 介護長寿課介護給付係 ☎973-3208

企業立地雇用推進課

☎965-5611

石川地域活性化センター舞天館フリーマーケット

衣類・雑貨・ベビー服 などご自宅に眠っているお宝品があれば是非、出店してみませんか？

入場は無料です！ご家族で遊びに来てくださいね

きっとステキな掘り出し物が見つかるはず♪

【とき】 4月26日（土）午前9時〜午後1時

【ところ】 舞天館 1階 多目的ホール

【お問い合わせ】 石川地域活性化センター 舞天館 ☎9602-5554

地域活動支援助成事業募集!! 募集期間：平成26年4月7日（月）～5月7日（水）

うるま市では、地域が主役のまちづくり、協働のまちづくりに向けた市民の意識の高揚と市民参画を図ることを目的とした「うるま市地域活動支援助成事業」を実施し、うるま市において自治会やNPO、ボランティア団体などが実施する主体的、公益的な地域活動を支援しています。

一般募集

みなさんの地域がこんな風になったらいいなあ〜という思いを実現するために問題や課題に取り組むため、地域のみなさん（団体）で行う事業であれば、事業内容は自由です。助成額：上限20万円（20万円以下の事業でも申請可能です。）



地域活動団体の要件は・・・

- ① 主たる活動の場がうるま市にある団体
- ② 代表者を含む3人以上が、市内に在住する成人で構成される団体
- ③ 会則等が整備され、会計面を含めた運営等が適正に行われている団体
- ④ 前年度において本助成事業の助成を受けていない団体

★平成25年度活動報告会を開催します!★

平成26年度申請を考えている団体はぜひご参加ください。開催日時：平成26年4月12日（土）10時～12時半
場所：うるみん1階ホール
活動報告会終了後、申請書の書き方について簡単な説明会を行います。

特別募集

平成26年度特別募集

テーマは 健康うるま21

『こどもから大人まで市民の健康づくりを図る事業』

- ① 健康的な生活習慣の確立
- ② 肥満対策
- ③ 健診受診率（乳幼児～成人）の向上のための事業

助成額：上限20万円（20万円以下の事業でも申請可能です。）



対象となる事業は・・・

- ① 地域課題の解決を図る事業
- ② 地域コミュニティの活性化に資する事業
- ③ 地域や市の特色を生かし、その魅力を高める事業
- ④ その他市長が適当と認めた事業



＜詳しい内容については、要綱・要領をご確認ください。＞

要綱・要領・様式等は本庁企画課、各支所市民課窓口で配布するほかうるま市HPからもダウンロードすることができます。

助成金に関するお問合せは

うるま市役所企画課 TEL:098-973-5005

Mail:kikaku-ka@city.urumai.lg.jp

ホームページは

「うるま市役所→各課の案内→企画課→トピックス→地域活動支援助成事業募集のお知らせ」をご覧ください。

うるま市民無料相談所の開設について

①市民無料法律相談

【とき】 4月10日（第2木曜日）午後2時～午後4時
 【ところ】 石川庁舎（1階市民相談室）
 【予約券配布場所】 石川庁舎1階市民課前市民ロビー
 【予約券配布時間】 午前9時予約券配布開始

【とき】 4月17・24日（第3、4木曜日）午後2時～午後4時
 【ところ】 本庁（1階市民相談室）
 【予約券配布場所】 本庁舎2階市民生活課
 【予約券配布時間】 午前9時予約券配布開始

※法律相談を受けることができるのは先着8名までです。
 ※予約券を午前9時から配布いたしますが、9時時点でお客様が8名以上並んで待機している場合がありますので、お早めに予約券配布場所へお越しくださいようお願いいたします。
 ※午後1時に、予約券を順番カードと引換え致します。
 ※電話での予約は受付けておりませんのでご了承ください。

②行政相談

国、行政、特殊法人についての意見・要望等の相談を行います。
 【とき】 4月22日（火）午前10時～午後4時（正午～午後1時除く）
 【ところ】 本庁 3階 第1会議室

③人権週間相談

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰等の人権に関する相談を各庁舎一斉に行います。
 【とき】 4月22日（火）午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
 【ところ】 本庁 3階 第1会議室

④消費者相談

消費生活に関する商品やサービスの契約トラブル（悪質商法、架空請求、多重債務等）の相談を行います。
 【とき】 毎週水曜日 午前10時～午後4時（正午～午後1時除く）
 【ところ】 市役所本庁1階市民相談室
 ※消費者相談は沖縄県県民生活センター（☎863-9214）でも平日相談可能です。
 【問い合わせ】：①～④市民生活課 ☎973-5487

⑤こどもSOS相談メール

子ども本人からの悩み相談や子育て中の親などから子育てに関する悩み全般を受付けします。
 【メールアドレス】 kodomo-soudan@city.uruma.lg.jp

⑥子育て教育相談

児童の健全な発達と子育て等の悩みに対し臨床心理士がカウンセラーとして相談を受けます。
 【とき】 4月18日（金）午後2時～午後5時
 【ところ】 市役所本庁2階 児童家庭課（予約制）
 【問い合わせ】 ⑤～⑥家庭児童相談室（児童家庭課内）
 ☎973-5041

うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459

うるま市一人親世帯等新入学児童
 激励事業のお知らせ

赤い羽根共同募金配分金事業を活用して、うるま市内に居住する一人親世帯等の新入学児童に対して激励金を支給します。

【対象】 うるま市内に居住する次の世帯を対象とします。
 ①母子世帯（小学校1年生）
 ②父子世帯（小学校1年生）
 ③その他、祖父母等が養育している世帯（小学校1年生）
 （市外の学校に入学する児童も対象になります。）

ります。）
 ※生活保護受給世帯は対象外

【申請方法】
 所定の申請書に必要事項を記入し、最寄りの社会福祉協議会（本所・支所）に提出して下さい。

【受付期間】
 4月14日（月）～4月28日（月）

【連絡先】
 うるま市社会福祉協議会
 ・本所（総務課） ☎973-5459
 ・石川支所 ☎964-2494
 ・勝連支所 ☎978-5914
 ・与那城支所 ☎978-0011

危険物取扱者試験

【試験日】 平成26年6月1日（日）
 【試験の種類】 甲種、乙種（第1類～第6類）、丙種
 【願書受付期間】 平成26年4月18日（金）～4月25日（金）
 【願書配布先】 消防本部、具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所
 【お問合せ先】（一財）消防試験研究センター沖縄県支部 ☎941-5201
 【ホームページ】 <http://www.shoubo-shiken.or.jp>
 ※電子申請できます。詳細はホームページをご覧ください！

ご寄付・ご寄贈ありがとうございます

うるま市育英会へ

☆大城 輝子 様 (与那城屋慶名) より5万円の寄付

うるま市社会福祉協議会へ

☆山城 郁子 様 (字江洲) より5万円の寄付

☆石川地区社交飲食業組合 様 (石川白浜) より3万円の寄付

☆JAおきなわ具志川支店 農協まつり実行委員会 委員長 比嘉 武男 様 (みどり町) より37,950円の寄付

☆石川青年連合舞天会 様 (石川曙) より75,576円の寄付

☆神谷 洋子 様 (勝連平敷屋) より3万円の寄付

うるま市の人口

平成26年3月1日		前月比
人口	121,005人	- 4
男	60,570人	+ 2
女	60,435人	- 6
世帯数	47,678戸	+63

消防活動状況 (平成26年2月)

救急出場件数 527件 (1,081件)
 搬送人員 481人 (993人)
 火災件数 3件 (7件)
 ()は平成26年1月からの累計。

- ◎大切な命を守るため、住宅用火災報知器を設置しましょう。
- ◎あなたも救命リレーに参加しませんか。※AEDは誰でも使える救命の道具です。応急手当講習会を受講して使い方を覚えましょう!
- ◎救急出動が増加傾向です。軽いケガの時は近くの医院、診断での受信をおすすめ致します。(救急車の適正利用をお願いします)

男女共同参画コーナー
ど〜おもう?



自分の好きな道に進めばいいんだよ。

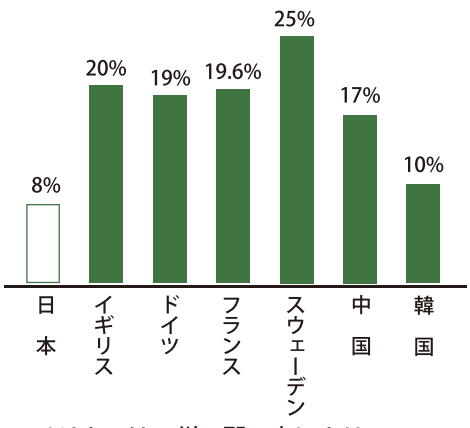
企画課 ☎973-5005



4月から
8%

あなたの医療・年金・介護・子育てを守るため、消費税のご負担をお願いします。

消費税率の国際比較



※アメリカでは、州・郡・市により小売売上税が課されています。

今回の消費税率引き上げ分は全て医療・年金などにあてられます。